



六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉  
七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策  
八 業績の適正な評価に資する情報  
九 業務の成果及び当該業務に要した資源  
十 予算及び決算の概要  
十一 財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約  
十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況  
十四 研究機構に関する基礎的な情報（財務諸表等の閲覧期間）

第十一条 農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

第十二条 農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。（会計監査報告の作成）

第十三条 農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る通則法第三十九条第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 研究機構の役員（監事を除く。）及び職員  
二 研究機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人  
三 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項

項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容  
二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が研究機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項  
イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、研究機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨  
ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、研究機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項  
ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由  
四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容  
五 追記情報  
六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日  
八 前項第五号に掲げる追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

4

七 会計監査報告を作成した日  
八 前項第五号に掲げる追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

七 会計監査報告を作成した日  
八 前項第五号に掲げる追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

一 会計方針の変更  
二 重要な偶発事象  
三 重要な後発事象  
（短期借入金金の認可の申請）

第十四条 研究機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る短期借入金金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由  
二 借入金金の額  
三 借入金先  
四 借入金の利率  
五 借入金の償還の方法及び期限  
六 利息の支払の方法及び期限  
七 その他必要な事項  
（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十五条 研究機構は、通則法第四十六条の第三項の規定により、農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産（同項に規定する民間等出資に係る不要財産をいう。以下同じ。）について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対して当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 民間等出資に係る不要財産の内容  
二 不要財産であると認められる理由  
三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合を含む。）  
五 催告の内容  
六 当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額

四 当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合を含む。）  
五 催告の内容  
六 当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額

七 通則法第四十六条の第三項の規定により農林水産大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によつて得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八 前号の場合における譲渡の方法  
九 第七号の場合における譲渡の予定時期  
十 その他必要な事項

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の第三項の規定により農林水産大臣が定める基準により算定した金額による払戻しである場合においては、同条第一項の規定による認可をしたときは、次に掲げる事項を研究機構に通知するものとする。

一 通則法第四十六条の第三項の規定により当該不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分  
二 通則法第四十六条の第三項の規定により農林水産大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額  
（中長期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十六条 研究機構は、通則法第四十四条第三項に規定する中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の第二項の規定により、農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）  
第十七条 農業機械化促進業務に係る通則法第四十六条の三第一項の主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による提供とする。  
一 民間等出資に係る不要財産の内容



この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附則（平成二十七年三月二七日農林水産省令第二八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（事業報告書に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計に関する省令第八号第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

附則（平成二八年三月三〇日農林水産省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（勘定区分等の特例）

第二条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第六号第二項の規定により特別の勘定を設けて経理を区分して整理する場合においては、第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令第五号中「研究機構法第十五条の規定により経理を区分して整理する場合」とあるのは、「研究機構法第十五条の規定により経理を区分して整理する場合及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第六号第二項の規定により特別の勘定を設けて経理を区分して整理する場合」とする。

第三条 整備法附則第八号の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等の内部組織として主務省令で定めるものは、整備法の施行の日（以下「施行日」という。）の前

日に存していた旧種苗管理センター等の理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるもの（以下「旧種苗管理センター等解散時内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。以下同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 施行日の前日に存していた旧種苗管理センター等の理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるものが行つていた業務を旧種苗管理センター等解散時内部組織（当該内部組織が旧種苗管理センター等解散時内部組織である場合にあつては、他の旧種苗管理センター等解散時内部組織）が行つていた場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該旧種苗管理センター等解散時内部組織に在職していたものとみなす。

3 整備法附則第八号の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、旧種苗管理センター等解散時内部組織が行つていた業務を行うものとして農林水産大臣が定めるものとする。

（研究機構の管理又は監督の地位に関する経過措置）

第四条 研究機構に係る整備法附則第八号の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七号第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣が定めるものとする。

附則（平成二九年七月二八日農林水産省令第四五号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三一年一月一七日農林水産省令第三号）

第一条 この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する

る法律の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。

附則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、平成三十一年三月三十一日に終わる事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

一 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十四条及び第十五条第二項

二 独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十三条及び第十四条第二項

三 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十四条及び第十五条第二項

四 国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十五条及び第十六条第二項

五 国立研究開発法人水産研究・教育機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十六条及び第十七条第二項

六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令第九号及び第十号第二項

附則（令和四年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。